

営繕工事における入札時積算数量書活用方式の運用について

延岡市 都市建設部 建築住宅課

1. 背景

「公共工事の品質確保に関する法律」において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定されています。

延岡市の発注する営繕工事（建築及び建築設備工事等）については、従来から入札参加者へ「設計書（参考内訳書）」を公開してきましたが、「設計書」の内容は設計図書ではなく、参考資料との位置づけであることから、原則として契約変更の対象にできませんでした。

このことから、契約の適正化を図るため、延岡市の発注する営繕工事におきまして、国や県が導入又は試行している「入札時積算数量書活用方式」を運用することにしました。

2. 概要

本方式では、入札時に公開する設計書を「入札時積算数量書」として取扱います。

契約約款に本方式に関する条項を追加し、「入札時積算数量書」を契約書に位置付けることで、契約後においても積算数量に関する設計変更を行うことができる方式になっています。

※別添概要図参照

3. 対象工事

延岡市が発注する競争入札に付する全ての営繕工事

※ 対象工事の場合、(条件付)一般競争入札では入札公告及び現場説明書に、指名競争入札では指名競争入札通知書及び現場説明書にその旨が記載されています。

4. 運用開始時期

令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用

5. 留意事項

- 1) 入札時に「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合のみ、協議・変更が可能です。なお、「入札時積算数量書」の積算数量を活用しない場合でも、その入札及び契約を無効とすることはありません。

- 2) 入札参加者が「入札時積算数量書」の積算数量を活用する場合、入札時に提出する工事費内訳書の項目は科目別内訳（あらかじめ記載されている内訳項目）まで記載して下さい。
- 3) 「入札時積算数量書」の積算数量を活用して工事費内訳書を作成した受注者は、契約後 14 日以内に積算根拠（入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（従来の契約後に提出する工事費内訳書に相当するもの））の提出が必要です。
- 4) 協議対象となる数量は、数量基準（公共建築数量積算基準・建築設備数量積算基準）に基づき算出された積算数量であり、施工数量ではありません。
- 5) 受注者独自の数量算出方法による工事費内訳書で入札参加は可能ですが、この場合は協議・変更の対象外になります。
- 6) 数量の項目が一式表示（別紙明細等）となっているものは、協議・変更の対象外です。
- 7) 疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合は、確認を請求できません（協議・変更の対象外）。